平成２７年（フ）第２７号
岩手県釜石市大只越町１丁目14番53号
破産者　佐々木洋美
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第３０５号
埼玉県入間市大字上藤沢559番地５　サニーハイツ関谷Ａ202
破産者　三間　雅貴
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３６８号
神奈川県小田原市早川１丁目14番地の４　鈴木荘102、前住所神奈川県小田原市南町４丁目１番61―306号　エルミタージュ
破産者　杉本　和代
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４０６号
神奈川県小田原市根府川515番地
破産者　中村　勇一
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４８２号
神奈川県中郡大磯町西小磯701番地２　コンフォール大磯102号
破産者　保科　伸一
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５４３号
神奈川県中郡大磯町東町３丁目４番12号　サマーシティ湘南201号、前住所神奈川県平塚市徳延490番地の102
破産者　眞間　　勇
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２７号
相模原市南区上鶴間４丁目24番57号　ランドホームズ204
破産者　菊間　長治
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６４７号
静岡県藤枝市瀬戸新屋40番地の１
破産者　手島　信年
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６９２号
静岡県榛原郡吉田町川尻651番地の１　グランデ205号
破産者　曽根　勝宏
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８９号
静岡県富士市岩本42番地の１リトルタウンイワモトＤ―101号
破産者　深澤　義貴
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３７８号
静岡県浜松市中区西伊場60―５　カーサドマーニ401、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区田町223―21　1301
破産者　髙林　伸好
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５８７号
静岡県浜松市東区市野町1681番地
破産者　和智　　茂
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
名古屋市中川区高畑１丁目87番地　グランパーク高畑502号
破産者　森部　喜博
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４９号
愛知県大府市北山町１丁目262番地　ハイツ寿々木Ｂ202号
破産者　橋本　雄斗
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０７５号
名古屋市中村区野田町字又部８番地の２　ライオンズガーデン八田1101号
破産者　吉田　直樹
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３００号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字森下15番地１、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字生路字坂下62番地の１　エーデル102号
破産者　あるぷすこと　大澤　幸代（旧姓水谷）
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４０８号
愛知県瀬戸市東山町８番地　松ケ丘住宅２―２―203
破産者　信田　俊樹
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３２号
名古屋市港区木場町９番地の５　南木場荘６棟508号
破産者　長谷　和義
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部